平成２１年（フ）第８６５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1197番地59
ドミトリータムタム207号
債務者　畠山　徳子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７２号
岩手県八幡平市大更第25地割18番地１　駅前アパート105号
債務者　髙橋　琢磨
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７４号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森185番地２
債務者　小笠原康夫
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７５号
岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字笹森185番地２
債務者　小笠原康彦
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８２号
盛岡市山岸２丁目15番２号
債務者　藤原ツヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８７号
盛岡市月が丘１丁目31番10号　コーポラス藤Ａ－６号
債務者　東山　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２４１号
福島県会津若松市七日町８番46号
債務者　宮崎　信行
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
新潟市西区寺尾台３丁目12番18号　コーポタナカＢ棟２－１、前住所新潟市西区寺尾北２丁目３番６号　メゾンド高野203号
債務者　倉島　友有
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１６号
愛知県一宮市朝日１丁目６番４号　朝日荘403号
債務者　小川　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４６９号
和歌山県岩出市岡田200－１　サンハウス208号田本悦輔方、住民票上の住所和歌山県岩出市荊本235番地　Ｄ号
債務者　前　　伸幸（旧姓田添・小畑）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５６０号
和歌山市楠見中191番地の１　トゥールビヨン202号
債務者　唐橋　勝幸
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９３号
和歌山県海南市日方1271番地14
債務者　中津佐代美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６１２号
和歌山市井辺202番地の２　グリーンフル井辺103号
債務者　青原　美佳
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６２７号
和歌山市寄合町32番地の７
債務者　空　　守邦
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６６１号
和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口1021番地11
債務者　太田加代美
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７４号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1716番地３
債務者　中谷　　聴
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８１号
和歌山市井辺240－１　フォーブル河野202号、住民票上の住所和歌山市堀止南ノ丁２番36号
債務者　林　　毅
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６８９号
和歌山市新和歌浦６番12号
債務者　中東商店こと　中東　徳生
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係